

平成30年5月11日  
日本原子力発電株式会社

## 越前市との「安全確保等に関する通報連絡等協定書」の締結について

当社は、これまでも立地自治体、周辺自治体とそれぞれ安全協定を締結し、地元の皆さまから安心・信頼される発電所運営に取り組んできておりますが、今般、越前市との間で「安全確保に関する通報連絡等協定書」を締結することとし、本日、福井県立会のもと協定を締結いたしましたのでお知らせします。

当社といたしましては、協定の主旨を踏まえ、これからも地元の皆さまの安全・安心につながるよう真摯に取り組んでまいります。

以 上

### ○添付資料

「敦賀発電所に係る越前市域の安全確保に関する通報連絡等協定書」(一式)

敦賀発電所に係る越前市域の安全確保  
に関する通報連絡等協定書

越 前 市  
日本原子力発電株式会社

## 敦賀発電所に係る越前市域の安全確保に関する通報連絡等協定書

越前市（以下「甲」という。）と日本原子力発電株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の敦賀発電所（以下「発電所」という。）の建設、保守運営および廃止措置に伴う越前市域および発電所従事者の安全確保に必要な通報連絡等の項目について、福井県立会のもとに次のとおり協定する。

### （基本原則）

第1条 この協定書は、福井県、敦賀市および乙との間の「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」（以下「立地協定書」という。）の規定の範囲内で定め、「立地協定書」第1条の趣旨を踏まえ運用するものとする。

2 この協定書に定めのない「立入調査の同行」の条項については、「立地協定書」の運用によるものとする。

### （安全確保等）

第2条 乙は、発電所の建設、保守運営および廃止措置に当たっては、越前市域および発電所従事者の安全確保等のため、万全の措置を講じなければならない。

### （平常時における連絡）

第3条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的にまたはその都度、遅滞なく連絡しなければならない。

- (1) 発電所建設工事の進捗状況
- (2) 発電所の保守運営（試運転を含む。）の状況
- (3) 環境放射能測定調査の状況
- (4) 冷却排水調査の状況
- (5) 原子炉施設の廃止措置の状況

### （異常時における連絡）

第4条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 非常用炉心冷却設備その他の工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) 計画外に原子炉もしくは発電を停止したときまたは不測の事態により出力が変動したとき。
- (5) 発電所に故障が発生したとき。

- (6) 発電所敷地内において火災が発生したとき。
- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

#### (損害の補償)

第5条 乙は、発電所の保守運営および廃止措置に起因して地域住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策その他必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

#### (原子力防災対策)

第6条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

#### (公衆への広報)

第7条 甲および乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、福井県および敦賀市と事前に協議するものとする。

2 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。

#### (連絡の方法)

第8条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

- (1) 第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。ただし、第3条第3号に掲げる事項については、「福井県環境放射能測定技術会議」が作成した調査報告をもって、これにかえるものとする。
- (2) 第4条に掲げる事項については、速やかに口頭または電話(ファクシミリを含む。)で連絡後、文書をもって連絡するものとする。

#### (連絡の発受信者)

第9条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に処理できるようあらかじめ発受信責任者のほか、それぞれその代行者を定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定める各事項について、疑義を生じたときまたは改定すべき事由が生じたときは、福井県の立会のもとに、甲乙協議するものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成30年 5 月 1 1 日

甲 福井県越前市府中1丁目13番7号

越前市長 奈良 俊 幸

乙 東京都千代田区神田美土代町1番地1

日本原子力発電株式会社  
取締役社長 村 松 衛

立会人 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県知事 西 川 一 誠